

大阪港港湾業務委託共通仕様書

令和5年4月 改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	I-1. 土木設計等業務委託契約書	土木設計等業務委託契約書 <u>(R2.4月現在版)</u>	土木設計等業務委託契約書 <u>(R4.11月改訂版)</u>	約款改訂
I-2-3	第1章 総則 第1節 総則 I-1-1-2 用語の定義	34 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	34 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託 <u>及び再々委託等</u> する者をいう。	約款改訂に伴う定義の変更
I-2-13		<u>2 契約書(A)第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</u>	<u>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</u>	約款改訂に伴う改訂
		4 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等を公表する。	4 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。	契約管財局の通知による変更
I-2-14	第1章 総則 第1節 総則 I-1-1-32 再委託	5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。	5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めた <u>とき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定した</u> ときは、この限りではない。	契約管財局の通知による変更
		6 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	6 受注者は、設計業務等を再委託 <u>及び再々委託等</u> に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	契約管財局の通知による変更
I-2-26	第3章 提出書類 第1節 提出書類 I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>8ページ～9ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更
I-2-31	第3章 提出書類 第1節 提出書類 I-3-1-3 業務委託完了時の提出書類		<u>10ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅱ-1. 測量等業務委託契約書	測量等業務委託契約書 <u>(R2.4月現在版)</u>	測量等業務委託契約書 <u>(R4.11月改訂版)</u>	約款改訂
Ⅱ-2-3	第1章 総則 第1節 総則 Ⅱ-1-1-2 用語の定義	34 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。	34 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託 <u>及び再々委託等</u> する者をいう。	約款改訂に伴う定義の変更
Ⅱ-2-13	第1章 総則 第1節 総則 Ⅱ-1-1-35 再委託	<u>2 契約書(B)第16条第2項ただし書きに規定する。「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</u>	<u>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</u>	約款改訂に伴う改訂
		4 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。 <u>なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等を公表する。</u>	4 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。	契約管財局の通知による変更
		5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。	5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めた <u>とき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定した</u> ときは、この限りではない。	契約管財局の通知による変更
Ⅱ-2-14		6 受注者は、測量・調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に測量・調査等業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約 関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	6 受注者は、測量・調査等業務を再委託 <u>及び再々委託等</u> に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に測量・調査等業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約 関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	契約管財局の通知による変更
Ⅱ-2-54	第7章 提出書類 第1節 提出書類 Ⅱ-7-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>11ページ～12ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更
Ⅱ-2-59	第3章 提出書類 第1節 提出書類 Ⅱ-7-1-3 業務委託完了時の提出書類		<u>13ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅲ-1. 業務委託契約書(成果物型)	業務委託契約書(成果物型) <u>(R2.4月現在版)</u>	業務委託契約書(成果物型) <u>(R4.11月改訂版)</u>	約款改訂
Ⅲ-2-3	第1章 総則 第1節 総則 Ⅲ-1-1-2 用語の定義	31 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。	31 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託 <u>及び再々委託等</u> する者をいう。	約款改訂に伴う定義の変更
Ⅲ-2-5	第1章 総則 第1節 総則 Ⅲ-1-1-8 提出書類	4 受注者は、契約時において、当該監督官公署から労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)加入証明を受け、その証明書を発注者に提出しなければならない。ただし、労災保険未加入の場合は、当該理由を監督職員に報告した上で、その証明書を省くことができる。		業務の性質を考慮し、削除
Ⅲ-2-11		2 <u>契約書(C)第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本、及び資料の収集・単純な集計とする。</u>	2 <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</u>	約款改訂に伴う改訂
Ⅲ-2-12	第1章 総則 第1節 総則 Ⅲ-1-1-28 再委託	5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。	5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、 <u>コンベ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定した</u> ときは、この限りではない。	契約管財局の通知による変更
		6 受注者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	6 受注者は、委託業務を再委託 <u>及び再々委託等</u> に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	契約管財局の通知による変更
Ⅲ-2-19	第2章 提出書類 第1節 提出書類 Ⅲ-2-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>14ページ～15ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (経常型) 業務委託契約書 (長期継続契約用)	業務委託契約書(経常型) <u>(R2.4月現在版)</u> 業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R2.4月現在版)</u>	業務委託契約書(経常型) <u>(R4.11月改訂版)</u> 業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R4.11月改訂版)</u>	約款改訂
IV-2-3	第1章 総則 第1節 総則 IV-1-1-2 用語の定義	30 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。	30 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託 <u>及び再々委託等</u> する者をいう。	約款改訂に伴う定義の変更
IV-2-5	第1章 総則 第1節 総則 IV-1-1-8 提出書類	4 受注者は、契約時において、当該監督官公署から労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)加入証明を受け、その証明書を発注者に提出しなければならない。ただし、労災保険未加入の場合は、当該理由を監督職員に報告した上で、その証明書を省くことができる。	4 受注者は、契約時において、当該監督官公署から労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)加入証明を受け、その証明書を発注者に提出しなければならない。ただし、 <u>屋外で作業を行わない場合、又は</u> 労災保険未加入の場合は、当該理由を監督職員に報告した上で、その証明書を省くことができる。	業務の性質を考慮し、提出条件の変更
IV-2-12	第1章 総則 第1節 総則 IV-1-1-28 再委託	<u>2 契約書(D)第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本、及び資料の収集・単純な集計とする。</u>	<u>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</u>	約款改訂に伴う改訂
		5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。	5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めた <u>とき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定した</u> ときは、この限りではない。	契約管財局の通知による変更
		6 受注者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	6 受注者は、委託業務を再委託 <u>及び再々委託等</u> に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	契約管財局の通知による変更
IV-2-21	第3章 提出書類 第1節 提出書類 IV-3-1-1 業務委託着手前の提出書類		<u>16ページ～17ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更
IV-2-25	第3章 提出書類 第1節 提出書類 IV-3-1-3 業務委託完了時の提出書類		<u>18ページ～19ページ参照</u>	上記改訂に伴う変更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	V-1. 業務委託契約書 (システム開発・改 修用) 業務委託契約書 (システム運用・保 守用) (長期継続契約 用)	業務委託契約書(システム開発・改修用) (R2.4月現在版) 業務委託契約書(システム運用・保守用) (R2.4月現在版) 業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用) (R2.4月現在版)	業務委託契約書(システム開発・改修用) (R4.11月改訂版) 業務委託契約書(システム運用・保守用) (R4.11月改訂版) 業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用) (R4.11月改訂版)	約款改訂
V-2-7	第2章 提出書類 第1節 提出書類 V-2-1-1 業 務委託着手前の 提出書類		20ページ～21ページ参照	契約管財局の 通知による変 更

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
VII-前-目(1)	1 業務委託着手前の提出書類		(改訂に合わせ、項目、ページ数等の修正)	
VII-前-16	様式1-16 再委託承諾申請書	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。 <u>なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではありません。</u> (契約金額欄の追加) 22ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-17	様式1-17 再委託業者通知書		(契約金額欄の追加) 23ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-20	様式1-20 再委託承諾申請書(情報処理システム開発等用)	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 <u>再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。</u> また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報(再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。)をホームページ上で公表されることについて	業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。 <u>なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではないこと、再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。</u> また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報(再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。)をホームページ上で公表されることについて (契約金額欄の追加) 24ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-21	様式1-21 再委託業者通知書(情報処理システム)		(契約金額欄の追加) 25ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-26	様式1-25 再委託承諾申請書(契約管財局契)		(削除) 26ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-26	様式1-25 履行体制届	(様式なし)	(様式の追加) 27ページ～28ページ参照	契約管財局の通知による変更
VII-前-28	様式1-26 理由書兼誓約書	(様式なし)	(様式の追加) 29ページ参照	契約管財局の通知による変更
	様式1-27 誓約書	5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。	5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。 30ページ～31ページ参照	誓約書(暴排条例)の徴収要件変更に伴い金額の撤廃
VII-完-目(1)	1 業務委託完了時の提出書類		(改訂に合わせ、項目、ページ数等の修正)	

現 行

改 訂

第3章 提出書類

第3章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（A）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	管理技術者通知書	1	1-5	契約書（A）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-5	○
4	管理技術者変更通知書	1	1-6	管理技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-6	△
5	照査技術者通知書	1	1-9	仕様書に定めがある場合に提出する。 契約書（A）第19条の2による	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-9	△
6	照査技術者変更通知書	1	1-10	照査技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-10	△
7	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
8	職務分担表	1	1-12	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-12	△
9	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
10	配置技術者手持業務報告書	1	1-14	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-14	△
11	労災保険加入証明書	1	1-15	I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（A）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	管理技術者通知書	1	1-5	契約書（A）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-5	○
4	管理技術者変更通知書	1	1-6	管理技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-6	△
5	照査技術者通知書	1	1-9	仕様書に定めがある場合に提出する。 契約書（A）第19条の2による	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-9	△
6	照査技術者変更通知書	1	1-10	照査技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-10	△
7	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
8	職務分担表	1	1-12	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-12	△
9	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
10	配置技術者手持業務報告書	1	1-14	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-14	△
11	労災保険加入証明書	1	1-15	I-1-1-10による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△

現 行								改 訂									
12	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 （大阪港湾局契約請求案件） 契約書（A）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△	12	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
13	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△	13	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△
14	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	14	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	Ⅶ-前-26	△
	ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。			再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。									再委託するとき				
15	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（A）第39条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ-前-18	△	16	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
16	再委託承諾申請書 （契約管財局契約請求案件用）	1	1-25	再委託を行う場合に提出する。 （契約管財局契約請求案件） 契約書（A）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-26	△		テクリス登録内容確認書			ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。				
17	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-26	受注者及び下請負人等（ただし、 契約金額500万円未満のものは除く。 ）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	17	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（A）第39条による。	〃	前払金を請求する時	Ⅶ-前-18	△
									18	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— I-1-1-10第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— I-1-1-10第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

I-3-1-3 業務委託完了時の提出書類

I-3-1-3 業務委託完了時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
2	納品書	1	3-1	I-1-1-17による。	〃	納品日	VII-完-1	○
3	照査報告書	1	3-2	照査を行った場合に提出する。 I-1-1-8による。	〃	照査完了後速やかに	VII-完-2	△
4	照査確認シート	1	3-3	照査を行った場合に照査報告書に添付する。	〃	〃	VII-完-3	△
5	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（A）特約条項による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
6	業務完了通知書	1	3-8	契約書（A）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
7	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（A）第43条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
8	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
9	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
10	請求書	1	3-11	契約書（A）第37条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
<u>2</u>	<u>業務記録写真</u>	<u>1</u>	<u>二</u>	<u>業務実施状況の確認が必要な場合に提出する。</u>	<u>〃</u>	<u>作成後速やかに。</u>	<u>二</u>	<u>△</u>
<u>3</u>	納品書	1	3-1	I-1-1-17による。	〃	納品日	VII-完-1	○
<u>4</u>	照査報告書	1	3-2	照査を行った場合に提出する。 I-1-1-8による。	〃	照査完了後速やかに	VII-完-2	△
<u>5</u>	照査確認シート	1	3-3	照査を行った場合に照査報告書に添付する。	〃	〃	VII-完-3	△
<u>6</u>	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（A）特約条項による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
<u>7</u>	業務完了通知書	1	3-8	契約書（A）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
<u>8</u>	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（A）第43条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
<u>9</u>	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
<u>10</u>	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
<u>11</u>	請求書	1	3-11	契約書（A）第37条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— I-1-1-10第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— I-1-1-10第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第7章 提出書類

第7章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

II-7-1-1 業務委託着手前の提出書類

II-7-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	VII-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（B）第4条による。	〃	〃	VII-前-2	○
3	主任技術者通知書	1	1-3	契約書（B）第19条による。	〃	〃	VII-前-3	○
4	主任技術者変更通知書	1	1-4	主任技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	VII-前-4	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	II-1-1-13による。	〃	〃	VII-前-15	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 （大阪港湾局契約請求案件） 契約書（B）第16条による。	〃	再委託するとき	VII-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	VII-前-17	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	VII-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（B）第4条による。	〃	〃	VII-前-2	○
3	主任技術者通知書	1	1-3	契約書（B）第19条による。	〃	〃	VII-前-3	○
4	主任技術者変更通知書	1	1-4	主任技術者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	VII-前-4	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	VII-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	II-1-1-13による。	〃	〃	VII-前-15	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託するとき	VII-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（B）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	VII-前-17	△

現 行									改 訂								
10	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	"	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	10	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	"	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	VII-前-26	△
	テクリス登録内容確認書			ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。						再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。			再委託するとき		VII-前-28		
11	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（B）第39条による。	"	前払金を請求する時	VII-前-18	△	12	テクリス登録内容確認書	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。	"	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
12	再委託承諾申請書 (契約管財局契約請求案件用)	1	1-25	再委託を行う場合に提出する。 (契約管財局契約請求案件用) 契約書（B）第16条による。	—"	再委託するとき	VII-前-26	△	13	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（B）第39条による。	"	前払金を請求する時	VII-前-18	△
13	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	1-26	受注者及び下請負人等（ただし、 契約金額500万円未満のものは除く。 ）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	14	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	1-27	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書（B）：測量等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— II-1-1-13第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書（B）：測量等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
— II-1-1-13第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

II-7-1-3 業務委託完了時の提出書類

II-7-1-3 業務委託完了時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
2	納品書	1	3-1	II-1-1-20による。	〃	納品日	VII-完-1	○
3	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（B）特約条項による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
4	業務完了通知書	1	3-8	契約書（B）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
5	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（B）第43条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
6	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
7	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 II-1-1-13による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
8	請求書	1	3-11	契約書（B）第37条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
<u>2</u>	<u>業務記録写真</u>	<u>1</u>	<u>—</u>	<u>業務実施状況の確認が必要な場合に提出する。</u>	<u>〃</u>	<u>作成後速やかに。</u>	<u>—</u>	<u>△</u>
<u>3</u>	納品書	1	3-1	II-1-1-20による。	〃	納品日	VII-完-1	○
<u>4</u>	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（B）特約条項による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
<u>5</u>	業務完了通知書	1	3-8	契約書（B）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
<u>6</u>	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（B）第43条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
<u>7</u>	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
<u>8</u>	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 II-1-1-13による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
<u>9</u>	請求書	1	3-11	契約書（B）第37条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（B）：測量等業務委託契約書
様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである
— II-1-1-13第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（B）：測量等業務委託契約書
様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである
— II-1-1-13第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第2章 提出書類

第2章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

Ⅲ-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

Ⅲ-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（C）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（C）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	Ⅲ-1-1-8による。	〃	〃	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 （大阪港湾局契約請求案件） 契約書（C）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（C）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（C）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
<u>7</u>	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
<u>8</u>	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

現 行					改 訂												
10	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	"	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	9	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	"	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	VII-前-26	△
	テクリス登録内容確認書			ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。						理由書兼誓約書			再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。				
11	再委託承諾申請書 (契約管財局契約請求案件用)	1	1-25	再委託を行う場合に提出する。 (契約管財局契約請求案件) 契約書(C)第16条による	—"	再委託するとき	VI-前-26	△	11	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	"	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
12	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	1-26	受注者及び下請負人等(ただし、 契約金額500万円未満のものは除く。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管 (下請負人等) 契約管財局 (受注者)	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	12	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)			1		1-27		

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(C): 業務委託契約書(成果物型)
 様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
 一 III-1-1-8第2項による
 指定① 該当時に監督職員が提示
 指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
 特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書(C): 業務委託契約書(成果物型)
 様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである
 一 III-1-1-8第2項による
 指定① 該当時に監督職員が提示
 指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
 特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第3章 提出書類

第3章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

IV-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

IV-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内 第2章 管理等業務による場合は、業務着手前まで	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書(D)第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書(D)第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書(当初・変更)	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内(変更)については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内(変更)については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	IV-1-1-8による。	〃	〃	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 (大阪港湾局契約請求案件) 契約書(D)第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書(D)第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内 第2章 管理等業務による場合は、業務着手前まで	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書(D)第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書(D)第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書(当初・変更)	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内(変更)については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内(変更)については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	労災保険加入証明書	1	1-15	屋外で作業を行う場合に提出する。 IV-1-1-8による。	〃	〃	Ⅶ-前-15	当初：△ 変更時：△
8	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書(D)第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-16	△
9	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書(D)第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-17	△

現 行								改 訂									
10	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	"	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△	10	履行体制届	1	1-25	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	"	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	VII-前-26	△
	テクリス登録内容確認書			ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。						再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。			再委託するとき		VII-前-28		
11	再委託承諾申請書（契約管財局契約請求案件用）	+	1-25	再委託を行う場合に提出する。（契約管財局契約請求案件） 契約書（D）第16条による。	—"	再委託するとき	VII-前-26	△	12	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	"	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
12	誓約書（大阪市暴力団排除条例）	1	1-26	受注者及び下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	13	誓約書（大阪市暴力団排除条例）			1		1-27		

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（D）：業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）
様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである
— IV-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（D）：業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）
様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである
— IV-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示
指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

IV-3-1-3 業務委託完了時の提出書類

IV-3-1-3 業務委託完了時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
2	納品書	1	3-1	IV-1-1-15による。	〃	納品日	VII-完-1	○
3	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（D）第39条による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
4	現場発生品調書	1	3-5	現場発生品が発生した場合に提出する。	〃	発生後速やかに	VII-完-5	△
5	産業廃棄物処理報告書	1	3-6	産業廃棄物を処理した場合に提出する。	〃	処理後速やかに	VII-完-6	△
6	有価物引取書	1	3-7	有価物を引き取った場合に提出する。	〃	引取後速やかに	VII-完-7	△
7	業務完了通知書	1	3-8	契約書（D）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
8	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（D）第39条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
9	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
10	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 IV-1-1-8による。							
11	請求書	1	3-11	契約書（D）第38条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○
12	産業廃棄物搬入集計表	1	3-12-1 3-12-2	運搬車両ごとに産業廃棄物搬入集計表を作成する。また、運搬車両ごとに計量を行い、計量伝票を監督職員へ提出すること。 IV-2-1-6による。	〃	処理後速やかに	VII-完-12 VII-完-13	◎

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
2	業務記録写真	1	—	業務実施状況の確認が必要な場合に提出する。	〃	作成後速やかに。	—	△
3	納品書	1	3-1	IV-1-1-15による。	〃	納品日	VII-完-1	○
4	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（D）第39条による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
5	現場発生品調書	1	3-5	現場発生品が発生した場合に提出する。	〃	発生後速やかに	VII-完-5	△
6	産業廃棄物処理報告書	1	3-6	産業廃棄物を処理した場合に提出する。	〃	処理後速やかに	VII-完-6	△
7	有価物引取書	1	3-7	有価物を引き取った場合に提出する。	〃	引取後速やかに	VII-完-7	△
8	業務完了通知書	1	3-8	契約書（D）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
9	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（D）第39条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
10	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
11	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 IV-1-1-8による。							
12	請求書	1	3-11	契約書（D）第38条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○

現 行					改 訂				
13	業務写真帳	1	—	運搬車両ごとに現場撮影し、写真帳（原則として4切版フリーアルバム）にて整理し提出すること。 IV-2-1-6による。	〃	処理後速やかに	—	◎	
13	産業廃棄物搬入集計表	1	3-12-1 3-12-2	運搬車両ごとに産業廃棄物搬入集計表を作成する。また、運搬車両ごとに計量を行い、計量伝票を監督職員へ提出すること。 IV-2-1-6による。	〃	処理後速やかに	—	◎	VII-完-12 VII-完-13
14	業務写真帳	1	—	運搬車両ごとに現場撮影し、写真帳（原則として4切版フリーアルバム）にて整理し提出すること。 IV-2-1-6による。	〃	処理後速やかに	—	◎	

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出 ◎・・・管理等業務時には必ず提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（D）：業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— IV-1-1-8第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出 ◎・・・管理等業務時には必ず提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（D）：業務委託契約書（経常型）又は業務委託契約書（長期継続契約用）

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— IV-1-1-8第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

現 行

改 訂

第2章 提出書類

第2章 提出書類

第1節 提出書類

第1節 提出書類

V-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

V-2-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（E）第4条、契約書（F）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（E）第19条、契約書（F）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
7	業務従事者通知書	1	1-19	契約書（E）第19条の3、契約書（F）第19条の3による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-19	当初：○ 変更時：△
8	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）	1	1-20	再委託を行う場合に提出する。 （大阪港湾局契約請求案件） 契約書（E）第16条、 契約書（F）第16条 による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-20	△
9	再委託業者通知書（情報処理システム開発等用）	1	1-21	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（E）第16条、 契約書（F）第16条 による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	Ⅶ-前-21	△
10	再委託に係る情報セキュリティ報告書	1	1-22	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-22	△
11	再委託に係る情報セキュリティ確認書	1	1-23	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-23	△

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（E）第4条、契約書（F）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	業務責任者通知書	1	1-7	契約書（E）第19条、契約書（F）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1-8	業務責任者の変更が生じた場合に変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日以内	Ⅶ-前-8	△
5	主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者 経歴書（当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）	1	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
<u>7</u>	<u>再委託承諾申請書</u>	<u>1</u>	<u>1-16</u>	<u>再委託を行う場合に提出する。</u> <u>契約書（E）第16条、契約書（F）第16条による。</u>	<u>〃</u>	<u>再委託するとき</u>	<u>Ⅶ-前-16</u>	<u>△</u>
<u>8</u>	<u>再委託業者通知書</u>	<u>1</u>	<u>1-17</u>	<u>再委託業者と契約締結後、提出する。</u> <u>契約書（E）第16条、契約書（F）第16条による。</u>	<u>〃</u>	<u>再委託業者契約締結後10日以内</u>	<u>Ⅶ-前-17</u>	<u>△</u>
<u>9</u>	業務従事者通知書	1	1-19	契約書（E）第19条の3、契約書（F）第19条の3による。	〃	契約締結後14日以内（変更）については変更後10日以内	Ⅶ-前-19	当初：○ 変更時：△
<u>10</u>	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）	1	1-20	再委託を行う場合に提出する。 <u>（総合評価落札方式による情報処理システム開発用）</u> 契約書（E）第16条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ-前-20	△

現 行								改 訂									
1 2	確認書兼理由書	1	1-24	再委託にかかる情報の公開について同意しない場合に提出する。	〃	再委託するとき	VII-前-25	△									
1 3	再委託承諾申請書 (契約管財局契約請求案件用)	1	1-25	再委託を行う場合に提出する。(契約管財局契約請求案件用) 契約書(E)第16条、契約書(F)第16条による。	〃	再委託するとき	VII-前-26	△	<u>1 1</u>	再委託業者通知書（情報処理システム開発等用）	1	1-21	再委託業者と契約締結後、提出する。 <u>(総合評価落札方式による情報処理システム開発用)</u> 契約書（E）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	VII-前-21	△
1 4	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	1-26	受注者及び下請負人等(ただし、 契約金額500万円未満のものは除く。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△	<u>1 2</u>	再委託に係る情報セキュリティ報告書	1	1-22	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	VII-前-22	△
									<u>1 3</u>	再委託に係る情報セキュリティ確認書	1	1-23	再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）に添付する。	〃	再委託するとき	VII-前-23	△
									<u>1 4</u>	確認書兼理由書	1	1-24	<u>再委託承諾申請書（情報処理システム開発等用）において、再委託にかかる情報の公開について同意しない場合に提出する。</u>	〃	再委託するとき	VII-前-25	△
									<u>1 5</u>	<u>履行体制届</u>	1	<u>1-25</u>	<u>再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。</u>	〃	<u>再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき</u>	<u>VII-前-26</u>	△
									<u>1 6</u>	<u>理由書兼誓約書</u>	1	<u>1-26</u>	<u>再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。</u>	〃	<u>再委託するとき</u>	<u>VII-前-28</u>	△
									<u>1 7</u>	誓約書 (大阪市暴力団排除条例)	1	<u>1-27</u>	受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管（下請負人等） 契約管財局（受注者）	契約締結後、下請契約締結後速やかに	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書（E）：業務委託契約書（システム開発・改修用）
契約書（F）：業務委託契約書（システム運用・保守用）又は
業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）
様式欄の「一、指定①」とは下記のことである
— III-1-1-8第2項、IV-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
(ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く)

契約書（E）：業務委託契約書（システム開発・改修用）
契約書（F）：業務委託契約書（システム運用・保守用）又は
業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）
様式欄の「一、指定①」とは下記のことである
— III-1-1-8第2項、IV-1-1-8第2項による
指定① 該当時に監督職員が提示

提出期限について
特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

再 委 託 承 諾 申 請 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します*。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 (予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

* 「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

再 委 託 承 諾 申 請 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します*。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではありません。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
契 約 金 額	円		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 (予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

* 「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再 委 託 内 容	再委託相手方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	

※建設業許可を有する業者に再委託させる場合は、備考欄に建設業許可番号を記入すること。
※契約書の写しを添付すること。

再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
契 約 金 額	円		
再 委 託 内 容	再委託相手方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日	

※建設業許可を有する業者に再委託させる場合は、備考欄に建設業許可番号を記入すること。
※契約書の写しを添付すること。

現 行

改 訂

様式 1-20
情報処理システム開発等用

様式 1-20
情報処理システム開発等用

再委託承諾申請書

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。
 また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報（再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。）をホームページ上で公表されることについて
 同意します。
 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します*。
 なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではないこと、再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。
 また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報（再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。）をホームページ上で公表されることについて
 同意します。
 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します*。
 なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。

記

記

委託名称	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額(予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

※公表に同意するか否か□にレを記入してください。
 ※「同意できませんので・・・免除を申請します。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください

委託名称	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
契約金額	円		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額(予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

※公表に同意するか否か□にレを記入してください。
 ※「同意できませんので・・・免除を申請します。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください

現 行

改 訂

様式 1-21
情報処理システム開発等用

様式 1-21
情報処理システム開発等用

再委託業者通知書

再委託業者通知書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。
なお、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。
なお、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。

記

記

委 託 名 称	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再 委 託 内 容	再 委 託 相 手 方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	

※契約書の写しを添付すること。

委 託 名 称	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
契 約 金 額	円		
再 委 託 内 容	再 委 託 相 手 方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	

※契約書の写しを添付すること。

様式1-25
契約管財局契約請求案件用

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 (又 は 受 任 者)
の 氏 名

契約書に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるもの(ただし、測量・建設コンサルタント等は除く)については、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。

記

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 (予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

大契第 号

再委託承諾書

契約書に基づき、上記の内容について、再委託を承諾します。

なお、再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行ってください。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるもの(ただし、測量・建設コンサルタント等は除く)については、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します。

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長

令和 年 月 日

大阪市長 様

主たる営業所（又は支店等）
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者（又は受任者）
の 氏 名

履行体制届

次の契約の再委託に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。

なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではありません。

記

1 契約名称等

契約名称	
履行期間	

2 履行体制図（次頁を参考に記載すること。）

※再委託承諾が不要な「軽微な部分」として設計図書に定める部分のみを履行する者については記入不要。

3 履行体制に含まれる事業者

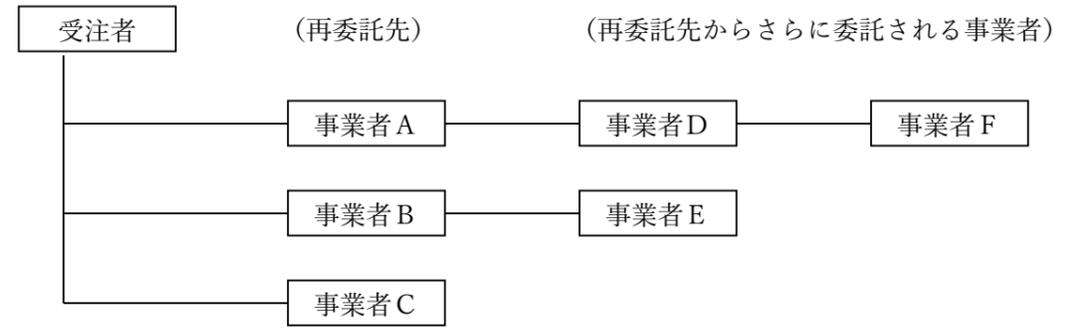
商号又は名称	代表者 (役職・氏名)	所在地	業務の範囲 (具体的かつ詳細に記載)

※受注者については記載不要。欄が不足する場合は追記すること。

—

参考

2 履行体制図【記載例】



理 由 書 兼 誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)

の 所 在 地

商号又は名称

代表者(又は受任者)

の 氏 名

次の契約における再委託に関して、再委託金額の情報を開示できない理由は以下のとおりですが、再委託業務は仕様書において定める主たる部分を含むものではなく、相手方は業務を履行する能力を十分に有し、不適切な再委託でないことを誓約します。また、再委託に関する質疑及び報告要請等があれば、これに応じるとともに、受注者として誠意をもって対応いたします。

記

1 委託名称 _____

2 業務委託料に占める再委託金額の割合 ※

3分の1以内

3分の1を超える

3 再委託金額について情報提供ができない理由（別紙様式可）

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した場合（コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときを除く）に記入してください。

様式 1-26 (元請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生 年 月 日
受 任 者 名

本市に届けている使用印を押印してください。

使用印

年 月 日生

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

様式 1-27 (元請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生 年 月 日
受 任 者 名

本市に届けている使用印を押印してください。

使用印

年 月 日生

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

現 行

様式 1-26 (下請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

改 訂

様式 1-27 (下請用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。